

岐阜県公報

第 六 百 六 十 八 号
令 和 八 年 三 月 十 日
(火曜日)

目 次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定	(環境管理課)	八三 _{ページ}
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定	(生活衛生課)	八三
○介護扶助又は介護支援給付のための居室介護事業者等の指定	(地域福祉課)	八四
○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	八四
○道路の区域変更	(道路維持課)	八四
○道路の供用開始	(同)	八六
○都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)	(下水道課)	八七
内水面漁場管理委員会告示		
○岐阜県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正	(里川・水産振興課)	八七

告 示

岐阜県告示第百一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 要措置区域
加茂郡富加町羽生字舞辻一四七五番四の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十二条の土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 三 土壌汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

岐阜県告示第百二号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和八年四月一日から適用する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する告示(令和五年岐阜県告示第百八号)は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 公衆浴場の入浴料金の統制額

区 分	大 人 (十二歳以上の者)		中 人 (六歳以上十二歳未満の者)	小 人 (六歳未満の者)
	金 額	五三〇円	一八〇円	一〇〇円

二 この統制額は、温泉その他知事が特殊なものと認めた公衆浴場については、適用しない。

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

社会福祉法人川辺町社会福祉協議会

加茂郡川辺町石神二二八番地

通所介護

川辺町社会福祉協議会通所介護事業所

加茂郡川辺町石神二二八番地

令和 七・一一・一

岐阜県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名

施設名

施設等の所在地又は施術者の住所

指 定 年 月 日

澁谷 康 仁 しぶや接骨院 大垣市本今三一九六

令和 八・三・六

岐阜県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江崎 禎英

道 路 種 類	区 間	高山市一之宮町字蛇抜平 六六八〇番一地区内	宮 見 線	県 道
区域敷地の幅員	延長	別前変更 後更	前	後
ル （ メ ー ト	ル （ メ ー ト	一九・九 三・二	一九・九 六・四	一九・二
備考				

岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道 路 種 類	美 濃 山 線	美 濃 山 線	美 濃 山 線
区 間	郡上市美並町大原字中山 一〇六一番一地先から 同 市同 町同 字大門 一五七六番二地先まで	郡上市美並町大原字中山 一〇六一番一地先から 同 市同 町同 字大門 一五七六番二地先まで	郡上市美並町大原字中山 一〇六一番一地先から 同 市同 町同 字大門 一五七六番二地先まで
区域 変更 前後 別	後	前	後
敷地の幅員 (メートル)	五・六 一八・七	二・五 一八・七	五・六 一八・七
延長 (メートル)	六二・六・五	六五・三・八	六二・六・五
備考			

岐阜県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

	道の種類
	路線名
郡上市美並町大原字上滝 口一八〇番二地先から	区間
	区域変更前後別
二〇〇	敷地の幅員（メートル）
	延長（メートル）
起点の変更	備考

岐阜県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

岐道 富大原線	
前	同市同町同字尾花 前八九六番一地从先まで
後	郡上市美並町大原字美曾 野一三九〇番一地从先から 同市同町同字尾花 前八九六番一地从先まで
前	一七・六
後	八・七 二九・八
前	八六・七
後	六二・二

岐阜県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐道 田口線	
前	下呂市蛇之尾字丸尾山八 五一番一地从先地内
後	同市同町同字丸尾山八 五一番一地从先地内
前	三三・三 三六・九
後	三四・三 三九・六
前	二・七
後	二・七

岐阜県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐道	道の種類
御岳山線	路線名
高山市朝日町宮之前字六郎洞 四五六番三地从先地内	区
四・八	延長 （メートル）
令和 八・三・一〇	供用開始 の期日
令和 二・二・二〇	備考 （区域の決定又は 変更の告示年月日） （ほか）

岐阜県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐道	道の種類
白山濃山線	路線名
郡上市美並町大原字瘡神二一 五九番一地从先から 同市同町同字大門一五 六五番一地从先まで	区
六三・四	延長 （メートル）
令和 八・三・一〇	供用開始 の期日
令和 八・三・一〇	備考 （区域の決定又は 変更の告示年月日） （ほか）

岐阜県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日）
県道	大原線 富之保線	郡上市美並町大原字美曾野一三九〇番一地从先から 同市同町同字尾花前九〇一番二地先まで		六・三・九	令和八・三・一〇	令和八・三・一〇

岐阜県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和八年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日）

県道	神原線 西津波	揖斐郡揖斐川町小津字下瀬古六三三番一地从先地内	四・二	令和八・三・一〇	平成三・二・五 令和六・七・二
----	------------	-------------------------	-----	----------	--------------------

岐阜県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により羽島都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
羽島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
羽島都市計画下水道事業 羽島市公共下水道事業施行期間
- 三 事業施行期間
平成二十二年十二月十八日から
令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

岐阜県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程（平成七年岐阜県内水面漁

場管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

岐阜県内水面漁場管理委員会

會長 平 工 孝 義

第一条中「第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条第一項、第二項及び第十三項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）」を「第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百六十九条第二項並びに第百七十七条第十四項において読み替えて準用する同条第六項」に改める。

第四条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「第十五条第一項から第三項」を「第十五条第一項第一号から第三号」に改め、同条第二項中「次に掲げる方法による」を「インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする」に改め、同項各号を削る。

第五条第三項及び第七条中「第一条の二」を「第九条第一項」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第十條の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第一條の二」を「第九條第一項」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第九條とする。

第十一条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、同項第五号中「趣旨」を「要旨」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第三項中「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、同項第一号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「請求者」を「当事者又は参加人」に改め、同条第二項中「当事者等」を「当事者又は参加人」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「かんがみ」を「鑑み」に、「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条及び第十五条を削る。

附則

この規程は、令和八年三月十日から施行する。

令和八年三月十日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ぷりんとぴあ十二 岐阜文芸社